

(愛媛県報平成15年12月26日第1521号外 1 別冊 6)

宇和海における区画漁業の免許の内容たる べき事項等

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第1号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡保内町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡保内町川之石7の624の2番地地先丸岩の標識 点 ア Aから西宇和郡保内町川之石松ヶ鼻見通し20メートルの点 イ Aから西宇和郡保内町川之石松ヶ鼻見通し120メートルの点 ウ イから192度160メートルの点 エ アから192度160メートルの点	西宇和郡保内町	別記2及び4のどおり
宇区第2号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡保内町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡保内町住吉鼻 点 ア Aから西宇和郡保内町西町防波堤突端見通し90メートルの点 イ Aから西宇和郡保内町西町防波堤突端見通し390メートルの点 ウ イから270度100メートルの点 エ アから270度100メートルの点	西宇和郡保内町	別記2及び4のどおり
宇区第3号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町黒島地先	Aア、アイ及びイBの3直線及びA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町黒島宮之浦鼻 B 西宇和郡伊方町黒島蛭子鼻から西へ50メートルの標識 点 ア Aから0度60メートルの点 イ Bから0度100メートルの点	西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、川永田及び豊之浦	別記2及び4のどおり
宇区第4号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島音泊大島小学校前船着場南端から護岸沿い南へ60メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ70メートルの標識 点 ア Aから127度110メートルの点 イ Bから127度130メートルの点	八幡浜市	別記2及び4のどおり
宇区第5号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市地大島地の島浦鼻の標識 B 八幡浜市地大島長浦鼻 点 ア Aから0度150メートルの点 イ Bから5度150メートルの点	八幡浜市	別記2及び4のどおり
宇区第6号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町と東宇和郡明浜町との境界、深浦3-233-1地先(長持岩) B 北宇和郡吉田町大字深浦3-甲12(池の浦防波堤)西側付根 点 ア Aから北宇和郡吉田町河内外763(小松鼻)見通し260メートルの点 イ Bから北宇和郡吉田町大字白浦外646(筋防波堤)西側付根見通し250メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2及び4のどおり
宇区第7号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字深浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エD及びA Bの6直線とB D間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字深浦3-甲12(池の浦防波堤)西側付根 B 北宇和郡吉田町大字深浦3-1(荒神鼻) C 北宇和郡吉田町大字深浦3-1(健雄神社鳥居)中央 D 吉田町大字深浦番外15番地2の標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字白浦外646(筋防波	北宇和郡吉田町	別記2及び4のどおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					堤)西側付根見通し250メートルの点 イ Cから北宇和郡吉田町大字白浦外字カキガ尻55 見通し300メートルの点 ウ Cから北宇和郡吉田町大字白浦外字カキガ尻55 見通し80メートルの点 エ Dから北宇和郡吉田町大字白浦3085 - 1 (大石)見通し線とウから北宇和郡吉田町大字深浦1 - 1 - 1 (松ヶ鼻)見通し線との交点		
宇区 第8号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字深浦地 先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とBC間 の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた 区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字深浦3 - 1 (健雄神社鳥居)中央 B 吉田町大字深浦番外15番地2の標識 C 北宇和郡吉田町大字深浦2 - 534 - 1 (深浦防 波堤)南側付根 D 北宇和郡吉田町大字深浦1 - 1 - 1 (松ヶ鼻) 突端 点 ア Bから北宇和郡吉田町大字白浦3085 - 1 (大石)見通し線とイから北宇和郡吉田町大字深浦1 - 1 - 1 (松ヶ鼻)見通し線との交点 イ Aから北宇和郡吉田町大字白浦外字カキガ尻55 見通し80メートルの点 ウ Aから北宇和郡吉田町大字白浦外字カキガ尻55 見通し300メートルの点 エ Dから北宇和郡吉田町大字白浦外23西側角(下 り松)見通し200メートルの点 オ Dから北宇和郡吉田町大字白浦外23西側角(下 り松)見通し線とCから北宇和郡吉田町大字法花 津2108 - 4 (浜中央がんぎ)見通し線との交点	北宇和郡 吉田町	別記2及 び4のと おり
宇区 第9号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字深浦地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字深浦2 - 494 - 1南側角の 標識 B 北宇和郡吉田町大字深浦2 - 490南側角の標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字深浦1 - 1 - 3 (松 ヶ鼻防波堤)北側付根見通し30メートルの点 イ Bから北宇和郡吉田町大字深浦1 - 2 - 3 (水 谷新田)北角見通し30メートルの点	北宇和郡 吉田町	別記2及 び4のと おり
宇区 第10号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字深浦地 先	Bア、アイ及びイCの3直線とCB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字深浦2 - 534 - 1 (深浦防 波堤)南側付根 B 北宇和郡吉田町大字深浦2 - 3 - 1 (中川河口 東角)から護岸沿い東へ10メートルの標識 C 北宇和郡吉田町大字深浦1 - 1 - 1 (松ヶ鼻) 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字法花津6 - 194 - 1 (浜中央がんぎ)見通し80メートルの点 イ Cから北宇和郡吉田町大字白浦外23西側角(下 り松)見通し線とAから北宇和郡吉田町大字法花 津6 - 194 - 1 (浜中央がんぎ)見通し線との交 点	北宇和郡 吉田町	別記2及 び4のと おり
宇区 第11号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字法花津 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大 低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字深浦1 - 1 - 1 (松ヶ鼻) B 北宇和郡吉田町大字法花津1 - 171 (小磯の溝)西端 C 北宇和郡吉田町大字法花津1 - 426 - 1中央の	北宇和郡 吉田町	別記2及 び4のと おり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字白浦外23西角(下り松)見通し200メートルの点 イ Bから北宇和郡吉田町大字白浦3076(荒網代とガネダ境界)見通し400メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町大字白浦3076(荒網代とガネダ境界)見通し75メートルの点 エ Cから北宇和郡吉田町大字白浦3033-3(こうらの鼻)見通し85メートルの点		
宇区第12号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字法花津地先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とB C間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字法花津1-171(小磯の溝)西端 B 北宇和郡吉田町大字法花津1-426-1中央の標識 C 北宇和郡吉田町大字法花津1-294-3(法花津防波堤西側付根から西へ40メートル)の標識 点 ア Bから北宇和郡吉田町大字白浦3033-1(こうらの鼻)見通し85メートルの点 イ Aから北宇和郡吉田町大字白浦3076(荒網代とガネダ境界)見通し75メートルの点 ウ Aから北宇和郡吉田町大字白浦3076(荒網代とガネダ境界)見通し400メートルの点 エ Cから北宇和郡吉田町大字白浦2775番地東角見通し300メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第13号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字白浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦2-767-1(おやしき浜西角から西へ24メートル)の標識 B 北宇和郡吉田町大字白浦2367-3の標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字白浦日の平、中島川河口見通し線とBから北宇和郡吉田町大字深浦2-534-1(深浦防波堤)南側付根見通し線との交点	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第14号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字白浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦3037-1中央の標識 B 北宇和郡吉田町大字白浦3033-3(こうらの鼻) C 北宇和郡吉田町大字白浦2771-1(かどばやの鼻)警鐘台 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字法花津児島見通し70メートルの点 イ Bから北宇和郡吉田町大字法花津7-476-2(与村井防波堤)突端見通し70メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町大字法花津7-476-2(与村井防波堤)突端見通し280メートルの点 エ Cから北宇和郡吉田町大字法花津与村井、江尻川河口見通し420メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第15号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字白浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦外字カギガ尻55から西へ70メートルの標識 B 北宇和郡吉田町大字白浦外字カギガ尻55 C 北宇和郡吉田町大字白浦3037-1中央の標識 D 北宇和郡吉田町大字白浦3033-3(こうらの鼻)	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから北宇和郡吉田町大字深浦池の浦川河口見通し180メートルの点 イ Bから北宇和郡吉田町大字深浦1-1-1(松ヶ鼻)見通し200メートルの点 ウ Dから北宇和郡吉田町大字法花津7-476-2(与村井防波堤)突端見通し300メートルの点 エ Dから北宇和郡吉田町大字法花津7-476-2(与村井防波堤)突端見通し70メートルの点 オ Cから北宇和郡吉田町大字法花津児島見通し70メートルの点		
宇区第16号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字白浦地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦外130地先(こうすけ岩)南端標識 B 北宇和郡吉田町大字白浦外字カギガ尻55から西へ70メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字白浦外646(筋防波堤)北側突端見通し80メートルの点 イ アから北宇和郡吉田町大字深浦3-233-3地先(小コ島)西鼻見通し300メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町大字深浦池の浦川河口見通し180メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第17号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字白浦地先	Aア及びアCの2直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦外646(筋防波堤)北側突端 B 北宇和郡吉田町大字白浦外130地先(こうすけ岩)南端の標識 C 北宇和郡吉田町大字白浦外274東角標識 D 東宇和郡明浜町大字俵津3-166(宮崎川河口) 点 ア A Bの直線とC Dの直線との交点	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第18号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字白浦地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦外646(筋防波堤)北側突端 B 北宇和郡吉田町大字白浦外647地先(ピヤクシ立岩) C 北宇和郡吉田町大字白浦外274東角標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字白浦外130地先(こうすけ岩)南端標識見通し線とCから東宇和郡明浜町大字俵津3-166(宮崎川河口)見通し線との交点 イ Cから東宇和郡明浜町大字俵津3-166(宮崎川河口)見通し445メートルの点 ウ Bから東宇和郡明浜町大字俵津字大コ島西鼻見通し250メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第19号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字白浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦外647地先(ピヤクシ立岩) B 北宇和郡吉田町大字白浦外658地先(ハエノコ護岸)中央土管の標識 点 ア Aから東宇和郡明浜町大字俵津字大コ島西端見通し250メートルの点 イ Bから東宇和郡明浜町大字俵津9-419(根崎鼻)見通し400メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第20号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字白浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦外658地先（はえのご護岸）土管中央の標識 B 北宇和郡吉田町大字河内甲2357 - 3（坊主岩） C 北宇和郡吉田町大字河内外762 - 1地先東角の標識 点 ア Aから東宇和郡明浜町大字俵津9 - 419（根崎鼻）見通し400メートルの点 イ Cから東宇和郡明浜町水越島灯台見通し280メートルの点 ウ Cから東宇和郡明浜町水越島灯台見通し160メートルの点 エ Bから東宇和郡明浜町大字狩浜4 - 2（だけの鼻西端）見通し100メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおあり
宇区第21号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字浅川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字浅川113 - 1地先（埋立地東角） B 北宇和郡吉田町大字浅川116地先（埋立地中央石段） 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字知永丁1803地先（からのパラベット東側）見通し65メートルの点 イ Bから北宇和郡吉田町大字知永丁1895地先（すずめだ落し）見通し65メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおあり
宇区第22号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町野島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094西の丸突端 B 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094立岩から東へ50メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字奥浦字鎌ヶ崎甲49 - 2（竜王鼻）見通し400メートルの点 イ Bから北宇和郡吉田町大字南君41 - 2（高森山山頂）見通し400メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおあり
宇区第23号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町野島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094（立岩）から東へ200メートルの標識 B 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094東端の標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字南君字馬ヶ簀1367地先（旧採石場）西端見通し280メートルの点 イ Bから北宇和郡吉田町大字南君字馬ヶ簀1399 - 1（パラベット）西端見通し310メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおあり
宇区第24号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町野島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オF、Dカ、カキ及びキB間の9直線と、A B間とD F間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094（立岩）から東へ50メートルの標識 B 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094（立岩）から東へ200メートルの標識 C 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094（立岩）から東へ250メートルの標識 D 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094東端標識 E 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094南中角の標識 F 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094（旧石採	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおあり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					場)南側の標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字南君41 - 2 (高森山山頂)見通し500メートルの点 イ Cから宇和島市只波鼻見通し500メートルの点 ウ Dから宇和島市堂崎見通し400メートルの点 エ Eから宇和島市石応熊ヶ峰中央見通し450メートルの点 オ Fから宇和島市高島西端見通し300メートルの点 カ Dから北宇和郡吉田町大字南君馬ヶ箸1367 (パラベット西端)見通し310メートルの点 キ Bから北宇和郡吉田町大字南君馬ヶ箸1329 - 3 (石切場西端)見通し280メートルの点		
宇区第25号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町野島地先	Aア、アイ、及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094南側石採場の標識 B 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094鷹の子洞窟 点 ア Aから宇和島市高島西端見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市高島灯台見通し300メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第26号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波とびの子鼻に設置された金属鈹 点 ア Aから141度15分26秒107メートルの点 イ Aから53度27分44秒72メートルの点 ウ Aから54度41分24秒161メートルの点 エ Aから117度29分02秒165メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇区第27号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属鈹 点 ア Aから164度39分47秒169メートルの点 イ Aから128度52分08秒68メートルの点 ウ Aから110度04分52秒142メートルの点 エ Aから143度32分09秒209メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇区第28号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属鈹 点 ア Aから143度45分54秒455メートルの点 イ Aから127度51分58秒355メートルの点 ウ Aから117度46分03秒491メートルの点 エ Aから131度45分51秒568メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇区第29号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市島津隧道抗口から南へ60メートルに設置された金属鈹 点 ア Aから260度09分25秒205メートルの点 イ Aから276度46分41秒301メートルの点 ウ Aから359度22分03秒440メートルの点 エ Aから22度51分03秒362メートルの点 オ Aから338度28分53秒98メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇区第30号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産試験場前の西端角から西150メートル磯に設置された金属鈹 点 ア Aから345度27分53秒35メートルの点 イ Aから262度44分12秒312メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Aから289度05分55秒369メートルの点 エ Aから346度11分27秒197メートルの点		
宇区第31号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びピアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波仏岩場に設置された金属板 点 ア Aから158度16分25秒469メートルの点 イ Aから161度13分02秒642メートルの点 ウ Aから171度24分31秒670メートルの点 エ Aから264度04分31秒233メートルの点 オ Aから277度46分38秒60メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇区第32号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びピアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波仏岩場に設置された金属板 点 ア Aから318度18分42秒161メートルの点 イ Aから282度40分48秒285メートルの点 ウ Aから298度01分54秒355メートルの点 エ Aから327度35分30秒266メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇区第33号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇和島市遊子明越棧橋南端から同市鳥首島南端見通し線の北側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子網代鼻 B 宇和島市遊子5386番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し線とBから同市遊子6129番地(二並島)東端見通し線との交点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第34号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇和島市遊子黒ダキ鼻から同市遊子小矢野浦隧道坑口見通し線との交点ウと島網代鼻Bを結ぶ線の東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子寺崎鼻 B 宇和島市遊子島網代鼻 C 宇和島市遊子山崎鼻 点 ア Aから宇和島市鳥首島北端見通し線とCから同市遊子6129番地(二並島)西端見通し線との交点 イ Cから宇和島市遊子二並島西端150メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第35号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子甘崎防波堤東側突端 B 宇和島市遊子小矢の浦鼻 C 宇和島市遊子小矢の浦作業団地護岸西端の標識 点 ア Bから宇和島市遊子6128番地(二並島)西端見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市遊子梅崎鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市遊子鶏小島西端見通し150メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第36号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子6128番地(二並島)南東端 B 宇和島市遊子高島西橋 点 ア Aから140度350メートルの点 イ Bから185度520メートルの点 ウ Bから165度810メートルの点 エ Bから143度710メートルの点 オ Bから141度1,080メートルの点 カ Aから140度1,100メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第37号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島東端 B 宇和島市遊子高島家島南鼻 点 ア Aから194度80メートルの点 イ Aから165度160メートルの点 ウ Bから51度90メートルの点 エ Bから312度50メートルの点 オ Bから318度100メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとお
宇区第38号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオカの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から100メートルの線とによって囲まれた区域。ただしイからエを結ぶ線の北側航路幅50メートルは除く。 基点 A 宇和島市遊子高島宮越西端の標識 B 宇和島市遊子高島東端 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字南君野島西端見通し線100メートルの点 イ Aから北宇和郡吉田町大字南君野島西端見通し線600メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町大字南君竜王鼻(立目鼻)西端見通し線850メートルの点 エ Bから宇和島市小高島島頂見通し線630メートルの点 オ Bから140度480メートルの点 カ Bから159度120メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとお
宇区第39号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 B 宇和島市遊子高島宮越西端の標識 点 ア Aから円瀬浮標見通し210メートルの点 イ Aから円瀬浮標見通し600メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町大字南君野島西端見通し線600メートルの点 エ Bから北宇和郡吉田町大字南君野島西端見通し線170メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとお
宇区第40号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから300度30分1,030メートルの点 イ Aから344度1,090メートルの点 ウ Aから352度850メートルの点 エ Aから294度775メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとお
宇区第41号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子おもてん田鼻東端の標識 B 宇和島市遊子美地島西端 点 ア Aから6度385メートルの点 イ Bから310度200メートルの点 ウ Bから212度165メートルの点 エ Aから44度30分150メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとお
宇区第42号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子おもてん田鼻東端の標識 B 宇和島市遊子押前鼻消波堤西側突端 点 ア Aから54度120メートルの点 イ Bから306度170メートルの点 ウ Bから250度150メートルの点 エ Aから129度130メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとお
宇区第43号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子ハゲ鼻 B 宇和島市遊子おもてん田鼻西端の標識	宇和島市遊子	別記2及び4のとお

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから82度30分20メートルの点 イ Aから82度30分200メートルの点 ウ Aから104度210メートルの点 エ Aから94度390メートルの点 オ Bから33度30分60メートルの点 カ Bから279度160メートルの点 キ Bから300度190メートルの点 ク Bから283度355メートルの点		
宇区第44号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ、及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2227番地うづぎ北角 B 宇和島市蔭淵2292番地先の標識 点 ア Aから170度880メートルの点 イ Aから170度1,000メートルの点 ウ Bから170度870メートルの点 エ Bから170度750メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第45号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2092番地落の鼻先端 点 ア Aから下波仏簀見通し200メートルの点 イ Aから下波仏簀見通し450メートルの点 ウ Aから147度790メートルの点 エ Aから168度570メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第46号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2092番地落の鼻先端 B 宇和島市蔭淵2224番地美砂子護岸の南角標識 点 ア Aから宇和島市下波仏簀見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し20メートルの点 エ Aから宇和島市下波仏簀見通し20メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第47号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウオ、オカ、カエ及びエアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2053番地西角標識 B Aから81度72メートルの標識 C 宇和島市蔭淵2091番地押抜先端 点 ア Aから宇和島市蔭淵275番地千簀見通し20メートルの点 イ Aから宇和島市蔭淵275番地千簀見通し100メートルの点 ウ Bから25度120メートルの点 エ Bから25度40メートルの点 オ Cから25度100メートルの点 カ Cから25度20メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第48号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵1994番地新浜作業場西角の標識 B 宇和島市蔭淵1994番地新浜作業場東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵1030番地真珠貝作業場見通し40メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の東角見通し30メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第49号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵1994番地新浜作業場西角 B 宇和島市蔭淵1994番地新浜作業場西角の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵1009番地北角の標識見通し	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					40メートルの点 イ B から宇和島市蔭淵1030番地真珠貝作業場見通し40メートルの点		
宇区第50号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵1692番地東角の標識 B 宇和島市蔭淵1709番地作業場西角の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵1045番地真珠作業場南角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵1009番地北角見通し85メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第51号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A Bから護岸沿い北へ15メートルの標識 B 宇和島市蔭淵1074 - 2番地前護岸南角 点 ア Aから宇和島市蔭淵1071番地北角見通し35メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し40メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第52号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵1074 - 2番地前護岸沿い北へ15メートルの標識 B 宇和島市蔭淵1068番地前護岸南角の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し35メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵2033番地西角見通し35メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第53号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵1043番地北角前護岸の標識 B 宇和島市蔭淵1068番地北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵2011番地神明神社見通し55メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵2033番地西角見通し50メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第54号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵917番地西角の標識 B 宇和島市蔭淵948番地東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵515 - 7番地天神鼻護岸の北角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の西角見通し40メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第55号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵917番地西角の標識 B 宇和島市蔭淵913番地西角の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の西角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵457番地よせが浦西角見通し50メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第56号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵515 - 7番地天神鼻埋立護岸北角 B Aから護岸沿い西へ55メートルの標識	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから宇和島市蔭淵981番地蔭淵小学校前西鼻見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵918番地東端見通し60メートルの点		
宇区第57号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア及びアCの2直線とA C間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵515 - 7番地天神鼻 B 宇和島市蔭淵502番地ぼら山突端の標識 C 宇和島市蔭淵Bメートル四二二二測量標識 点 ア Bから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の東角見通し50メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第58号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵189番地石原鼻 B Aから南東へ海岸線沿い1680メートルの標識 点 ア Aから220度390メートルの点 イ Aから220度270メートルの点 ウ Bから220度480メートルの点 エ Bから220度600メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第59号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵977番地作業場北角前護岸の標識 B 宇和島市蔭淵978番地作業場北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵515 - 7番地天神鼻埋立護岸北角見通し60メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵464 - 1番地南角前護岸の見通し40メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第60号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵215番地小池東端の簀 B 宇和島市蔭淵189番地石原鼻から海岸線沿い1660メートルの標識 点 ア Aから宿の浦1827番地庵寺見通し670メートルの点 イ Aから宿の浦1827番地庵寺見通し550メートルの点 ウ Bから220度700メートルの点 エ Bから220度820メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第61号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵215番地小池東端の簀 B 宇和島市蔭淵189番地石原鼻から海岸線沿い1720メートルの標識 点 ア Aから宿の浦1827番地庵寺見通し870メートルの点 イ Aから宿の浦1827番地庵寺見通し750メートルの点 ウ Bから220度890メートルの点 エ Bから220度1010メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第62号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵3757番地からと鼻 B Aから海岸線沿い東南へ100メートルの標識 点 ア Aから45度300メートルの点 イ Bから45度250メートルの点 ウ Bから45度50メートルの点 エ Aから45度100メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第63号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波大池鼻の簀南端 B 宇和島市下波黒崎鼻の簀南端	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから宇和島市蔭淵2225番地美砂子鼻見通し130メートルの点 イ Aから宇和島市蔭淵2225番地美砂子鼻見通し302メートルの点 ウ Bから宇和島市蔭淵大鶴留止島島頂見通し312メートルの点 エ Bから宇和島市蔭淵大鶴留止島島頂見通し140メートルの点		
宇区第64号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA Bの最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島平根岩 B 基点Aから海岸線沿い西へ100メートルの平根標識 点 ア 宇和島市戸島平バエから松ヶ山鼻見通し70メートルの点 イ 宇和島市戸島平バエから松ヶ山鼻見通し170メートルの点	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇区第65号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	A B及びB Cの2直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島塩屋ヶ尻の標識 B 宇和島市戸島沖蔭頂 C 宇和島市戸島松ヶ山鼻	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇区第66号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア、アB及びB Cの3直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島まもと鼻 B 宇和島市戸島みたら蔭頂 C 宇和島市戸島双子蔭東角端 点 ア Aから宇和島市戸島大小島北端見通し50メートルの点	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇区第67号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎岩 B 宇和島市戸島権現神社鳥居前 点 ア Aから宇和島市蔭淵黒島東端見通し230メートルの点	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇区第68号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山標識 B 宇和島市戸島大内浦標識 点 ア Aから145度190メートルの点 イ Aから145度290メートルの点 ウ Bから145度330メートルの点 エ Bから145度430メートルの点	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇区第69号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島立蔭の標識 B 宇和島市戸島美砂子浜の2号標識 点 ア Aから41度30メートルの点 イ Aから41度130メートルの点 ウ Bから41度180メートルの点 エ Bから41度80メートルの点	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇区第70号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島遠戸島横蔭標識 B 宇和島市戸島遠戸島竹の浦標識 点 ア Aから27度100メートルの点 イ Aから27度200メートルの点 ウ Bから27度170メートルの点 エ Bから27度270メートルの点	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第71号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市白浜地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜184番地の4（浜田三治所有地の溝辺彰作業所）西角の標識 B 宇和島市白浜178番地の2（浜田三治所有地）北角標識 C 宇和島市白浜178番地の2（浜田三治所有地）東角標識 点 ア Aから宇和島市九島漁港（本九島）東防波堤南側突端見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蛤新3番地の4（西崎石油タンク）南東角見通し50メートルの点 ウ Cから宇和島市坂下津えび崎見通し50mの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のとおあり
宇区第72号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応24番地の2 東角の標識 B 宇和島市石応24番地の2 西角の標識 点 ア Aから宇和島市本九島白浜鼻見通し60メートルの点 イ Bから宇和島市小高島龍王島見通し60メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のとおあり
宇区第73号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応堂崎西防波堤付根の標識 B Aから海岸線沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市戒山山頂見通し80メートルの点 イ Bから58度60メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のとおあり
宇区第74号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応堂崎西防波堤付根の標識から海岸線沿い北へ50メートルの標識 B Aから海岸線沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから58度60メートルの点 イ Bから宇和島市本九島箱崎西端見通し50メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のとおあり
宇区第75号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応水谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応水谷排水口 B 宇和島市石応1693番地の2（黒岩の埋立地）南角から護岸沿い南へ92メートルの標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し450メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町野島島頂見通し240メートルの点 エ Bから北宇和郡吉田町野島島頂見通し50メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のとおあり
宇区第76号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応水谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応水谷排水口から護岸沿い北へ10メートルの標識 B 宇和島市石応黒岩西端 点 ア Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し500メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し700メートルの点 ウ Bから335度500メートルの点 エ Bから335度300メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のとおあり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第77号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市大小浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応水谷排水口から護岸沿い南へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜琵琶ヶ島白石標識 C 宇和島市小浜琵琶ヶ島丸山山頂 点 ア Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し500メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し700メートルの点 ウ Bから宇和島市九島小真坂鼻見通し300メートルの点 エ Cから宇和島市小高島西端見通し500メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のとおあり
宇区第78号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市大小浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜弥八鼻 B 宇和島市小浜防波堤北側付根 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市小浜瀬崎見通し60メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のとおあり
宇区第79号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜宇居浦2024の2標識 B 宇和島市小浜宇居浦2023の4標識 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し10メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し10メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し60メートルの点 エ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し60メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のとおあり
宇区第80号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小浜地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とA E間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜2002番地（新田）東角の標識 B 宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端標識 C 宇和島市小浜琵琶ヶ島北端 D 宇和島市小浜琵琶ヶ島トベラギ鼻 E 宇和島市小浜竹が下西の鼻 点 ア Bから宇和島市石応水谷排水口見通し180メートルの点 イ Cから358度370メートルの点 ウ Dから宇和島市遊子二並島見通し500メートルの点 エ Eから宇和島市小池夫婦簀見通し延長線上170メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のとおあり
宇区第81号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Bア、アイ、イウ及びウBの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池竹が下西の鼻 B 宇和島市小池夫婦簀中央 C 宇和島市小池ヒラ瀬 点 ア AからB見通し延長線上170メートルの点 イ Cから宇和島市小池小城浦鼻見通し200メートルの点 ウ Cから宇和島市小池小城浦鼻見通し100メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のとおあり
宇区第82号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	A B及びB Cの2直線とA C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池竹が下西の鼻	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のとおあり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 宇和島市小池夫婦婆中央 C 宇和島市小池1756番地2住宅の西角		
宇区第83号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池小坪1531番地の2の北角標識 C 宇和島市小池石切鼻 D 宇和島市小池中箸 E 宇和島市小池中防波堤南側突端 F 宇和島市小池西防波堤西側付根 点 ア AからF見通し線とCから宇和島市鳥首島北端見通しの交点 イ AからF見通し線とDから宇和島市遊子二並島東島北端見通しの交点 ウ BからE見通し線とDから宇和島市遊子二並島東島北端見通しの交点 エ BからE見通し線とCから宇和島市鳥首島北端見通しの交点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のどおり
宇区第84号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池小坪地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池小坪1531番地の2の北角標識	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のどおり
宇区第85号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池1429番地前護岸の標識(西から2つ目の階段より東へ35メートル) 点 ア Aから宇和島市小池西防波堤突端見通し190メートルの点 イ Bから宇和島市小池竹が下西鼻見通し270メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のどおり
宇区第86号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第87号及び宇特区第181号の漁業権漁場の区域を除く。 基点 A 宇和島市小池1429番地前護岸の標識(西から2つ目の階段より東へ25メートル) B 宇和島市小池鳥首島北端から護岸沿い南へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜丸山西端見通し270メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のどおり
宇区第87号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島山口新田北角の標識 B 宇和島市小池鳥首島南端の標識 点 ア Aから宇和島市小池1386番地番小屋見通し線とBから宇和島市小浜琵琶ヶ島島頂見通し線との交点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のどおり
宇区第88号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島内鼻 B 宇和島市小池鳥首島北端 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島山頂見通し300メートルの点 イ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島山頂見通し500メートルの点 ウ Bから宇和島市九島小真坂鼻見通し350メートルの点 エ Bから宇和島市九島真坂鼻見通し150メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のどおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第89号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池鳥首島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首1969番地の標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島海水浴場棧橋付根見通し30メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島海水浴場棧橋付根見通し120メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子高島西端見通し70メートルの点 エ Bから宇和島市遊子高島西端見通し20メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のどおり
宇区第90号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島引出鼻より北へ30メートルの標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島東端見通し200メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島海水浴場棧橋付根見通し500メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子高島坊主燈台見通し500メートルの点 エ Bから宇和島市遊子高島坊主燈台見通し150メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のどおり
宇区第91号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケBの10直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首引出鼻 B 宇和島市平浦はかり岩 C 宇和島市平浦西防波堤西側付根から防波堤沿い南へ50メートルの標識（防波堤屈折点） D 宇和島市平浦字長刀1259番地東角標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島坊主燈台見通し500メートルの点 イ Bから宇和島市遊子龍王島見通し1000メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子鶏小島見通し900メートルの点 エ Cから宇和島市三浦安米崎見通し330メートルの点 オ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 カ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点 キ Cから宇和島市三浦安米崎見通し80メートルの点 ク Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点 ケ Bから宇和島市遊子鶏小島見通し110メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のどおり
宇区第92号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦字長刀1259番地東角標識 B 宇和島市平浦浮防波堤西側付根 点 ア Aから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点 イ Aから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦尾崎鼻見通し250メートルの点 エ Bから宇和島市三浦尾崎鼻見通し120メートル	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2及び4のどおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					の点		
宇区第93号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	A B、B A及びA Cの3直線とA C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦字舟木1034番地の2南西角の標識 B 宇和島市平浦浮防波堤西側突端 C 宇和島市平浦長刀字1287番地東角 点 ア Cから宇和島市三浦尾崎鼻見通し100メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第94号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦1059番地の2地先作業場西角 B 宇和島市平浦いこいの家西角 点 ア Aから宇和島市三浦長嶮鼻大岩見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市三浦長嶮鼻大岩見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦尾崎荒網代の鼻見通し170メートルの点 エ Bから宇和島市三浦尾崎荒縄代の鼻見通し60メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第95号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	A A、アイ及びイ Bの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦1032番地の2の標識 B 宇和島市平浦新24番地の1(ニワトリ嶮)の標識 点 ア Aから196度100メートルの点(番小屋見通し) イ Bから宇和島市蕨と同市三浦との最大高潮時海岸線における境界見通し80メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第96号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蕨地先	A B及びC Dの2直線とA D間及びB C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。但し、アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市平浦新24番地の1(ニワトリ嶮)の標識 B 宇和島市蕨と同市三浦との最大高潮時海岸線における境界 C 宇和島市蕨蕨崎与八山員外30番地護岸北角より海岸沿い東へ22メートルの標識 D 宇和島市平浦新27番地の1の標識 点 ア AからB見通し80メートルの点 イ AからB見通し130メートルの点 ウ DからC見通し130メートルの点 エ DからC見通し90メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第97号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蕨地先	A A、アイ及びイ Bの3直線と最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蕨蕨崎与八山員外30番地護岸北角より海岸沿い東に22メートルの標識 B 宇和島市蕨大谷鼻突端 C 宇和島市平浦新27番地の1の標識 点 ア AからC見通し70メートルの点 イ Bから304度80メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第98号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	A A、アイ及びイ Bの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦横網代916番地の9標識 B 宇和島市平浦新27番地の1の標識 C 宇和島市蕨蕨崎与八山員外30番地護岸北角より護岸沿い東へ22メートルの標識 D 宇和島市蕨居浦14番地の3(中浜)の標識	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア AからD見通し70メートルの点 イ BからC見通し80メートルの点		
宇区第99号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蕨地先	Aア、アイ及びイDの3直線とAD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蕨大谷東標識 B 宇和島市蕨居浦14番地の3(中浜)の標識 C 宇和島市蕨蕨公民館南角 D 宇和島市平浦横綱代916番地の9標識 E 宇和島市平浦916番地の5西端 点 ア AからE見通し200メートルの点 イ BからD見通し95メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のどおり
宇区第100号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島真坂鼻南標識 B 宇和島市九島小真坂鼻 点 ア Aから宇和島市小池鳥首島北端見通し60メートルの点 イ Aから宇和島市小池鳥首島北端見通し570メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し400メートルの点 エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し260メートルの点 オ Bから313度260メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のどおり
宇区第101号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島アイノ谷の標識 B 宇和島市九島真坂鼻双簷突端 点 ア Aから303度140メートルの点 イ Aから303度640メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町野島頂通し600メートルの点 エ Bから223度690メートルの点 オ Bから宇和島市小池鳥首島北端見通し550メートルの点 カ Bから宇和島市小池鳥首島北端見通し80メートルの点 キ Bから北宇和郡吉田町野島頂見通し80メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2及び4のどおり
宇区第102号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦と同市蕨との最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市三浦無月崎埋立地南角 C 宇和島市三浦無月川河口右岸端 点 ア Aから275度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎鼻東端見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦山崎鼻東端見通し400メートルの点 エ Cから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のどおり
宇区第103号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦船隠地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦船隠川河口右岸端 B 宇和島市三浦東1761番地西端の標識 点 ア Aから宇和島市三浦小外鼻見通し160メートル	宇和島市三浦	別記2及び4のどおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					の点 イ Bから宇和島市三浦小外鼻見通し150メートルの点		
宇区第104号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦天満地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦東1747番地北端の標識 B 宇和島市三浦東1955番地1 西北端の標識 点 ア Aから宇和島市三浦西3163番地採石場見通し120メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し130メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第105号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦赤崎鼻 B 宇和島市三浦鶴神鼻 点 ア Aから宇和島市三浦無月崎埋立地南角見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西新2番地南角見通し170メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第106号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西3190番地南端の標識 B 宇和島市三浦西新2番地南角 C 宇和島市三浦おしめ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦鶴神鼻より東へ護岸沿い90メートルの標識見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦東1761番地南角見通し100メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第107号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸沿い北西へ70メートルの標識 B 宇和島市三浦徳利簀沖鼻 点 ア Aから宇和島市三浦高松鼻見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦下手先見通し270メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第108号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇特区第193号漁業権漁場を除く。 基点 A 宇和島市三浦徳利簀沖鼻 B 宇和島市三浦尾崎鼻 点 ア Aから宇和島市三浦下手先見通し650メートルの点 イ Bから宇和島市三浦平地の間鼻見通し600メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第109号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦尾崎地先	Aア、アイ、イD及びB Cの4直線とA D間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇特区第194号漁業権漁場区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦尾崎鼻 B 宇和島市三浦すべんとう突端 C 宇和島市三浦寺ヶ鼻 D 宇和島市三浦みかん鼻 点 ア Aから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Bから宇和島市三浦安米崎見通し560メートルの点		
宇区第110号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦竹ヶ鼻東端の標識 B 宇和島市三浦竹ヶ鼻西端の標識 点 ア Aから333度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎神社見通し200メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第111号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦名切崎 B 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 点 ア Aから宇和島市三浦尾崎御伊勢神社見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西440番地東角の標識見通し210メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第112号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦安米地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西440番地東角の標識 B 宇和島市三浦安米崎落簀の標識 C 宇和島市三浦ヨタゴ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦名切崎見通し225メートルの点 イ Bから宇和島市三浦竹ヶ鼻見通し200メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦寺ヶ鼻見通し200メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第113号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦安米地先	Aア、アイ、イウ及びイBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦山崎鼻東端から南へ海岸沿い100メートルの標識 B 宇和島市三浦と市遊子との最大高潮時海岸線における境界(山崎鼻)	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第114号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘福浦蜂ノ巣鼻 点 ア Aから171.5度745メートルの点 イ Aから161度486メートルの点 ウ Aから203度510メートルの点 エ Aから194.5度760メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第115号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘福浦キワタジリの標識 B 北宇和郡津島町北灘福浦中水谷の標識 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘福浦明神石垣中央見通し140メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町北灘福浦明神石垣中央見通し30メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町北灘福浦サザエ簀見通し100メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町北灘福浦サザエ簀見通し200メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第116号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘福浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘福浦須ヶ鼻 B Aから海岸線沿い南へ50メートルの標識 点 ア Bから北宇和郡津島町北灘福浦川口右岸端見通	北宇和郡津島町北灘	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					し100メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町北灘福浦キワタジリ護岸中央の標識見通し90メートルの点		
宇区第117号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘松笠鼻 B 北宇和郡津島町北灘シノバシ第4号377の8(北灘漁協所有)埋立地北角から海岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘国延鼻東側見通し82メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町北灘甲756番地住宅北角見通し82メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第118号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘甲1032番地の2北角 B 北宇和郡津島町北灘甲1032番地の2南角 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘甲2229番地住宅南角見通し33メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町北灘シノバシ登山口見通し30メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第119号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 北宇和郡津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘坪浦鼻見通し100メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町北灘坪浦鼻見通し550メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町北灘第4号5の8(北灘漁協)集荷場北角見通し700メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町北灘第4号5の8(北灘漁協)集荷場北角見通し250メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第120号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	Aア及びイBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 北宇和郡津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘坪浦鼻見通し30メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町北灘第4号5の8(北灘漁協)集荷場北角見通し30メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第121号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	Aア及びBイの2直線とA B間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘南部小学校正門から海岸沿い南へ70メートルの標識 B 北宇和郡津島町北灘小日提小梅谷溝北角 点 ア AからB見通し30メートルの点 イ BからA見通し30メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第122号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクウの6直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町北灘内の須口西側突端 B 北宇和郡津島町北灘曲烏下り松 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘松笠鼻見通し760メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町北灘稲ヶ窪見通し250メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Aから北宇和郡津島町北灘松笠鼻見通し126メートルの点 エ Aから332度172メートルの点 オ Bから北宇和郡津島町北灘稲ヶ窪見通し132メートルの点 カ Bから北宇和郡津島町北灘稲ヶ窪見通し50メートルの点 キ Aから310度172メートルの点 ク Aから北宇和郡津島町北灘松笠鼻見通し62メートルの点		
宇区第123号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ及びキエの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構から東へ直線で10メートルの標識 B 北宇和郡津島町北灘簪ノ元標識 C 北宇和郡津島町北灘黒滝標識 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘稲ヶ窪見通し300メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町北灘牛の浦鼻見通し300メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町北灘恵美須鼻見通し400メートルの点 エ Aから北宇和郡津島町北灘稲ヶ窪見通し80メートルの点 オ Aから北宇和郡津島町北灘稲ヶ窪見通し146メートルの点 カ Cから北宇和郡津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 キ Cから北宇和郡津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第124号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	キア、アイ及びイBの3直線とキB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町北灘黒滝標識 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘掛網代恵美須鼻見通し360メートルの点 イ Aから291度760メートルの点 ウ Aから北宇和郡津島町北灘掛網代恵美須鼻見通し250メートルの点 エ Aから北宇和郡津島町北灘掛網代恵美須鼻見通し300メートルの点 オ Aから288度730メートルの点 カ Aから284度695メートルの点 キ Aから257度582メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第125号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びイBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘羽釜鼻 B 北宇和郡津島町北灘大瀬鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町前島島頂見通し570メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度365メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町前島島頂見通し60メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第126号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町田之浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田之浜ハガマの鼻 B 北宇和郡津島町田之浜小水谷の鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町成由良小学校成本校体育館東端見通し250メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町成船越運河灯台見通し200メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第127号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田之浜ハガマの鼻 B 北宇和郡津島町田之浜ダシビキの鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町前島島頂見通し430メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町前島島頂見通し570メートルの点 ウ Bから254度見通し810メートルの点 エ Bから254度見通し630メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第128号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田之浜真浦護岸沿い南端から北へ70メートルの標識 B Aから護岸沿い北へ152メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町竹ヶ島オシデノ鼻見通し70メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町竹ヶ島オシデノ鼻見通し180メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島真珠作業場北端見通し210メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島真珠作業場北端見通し95メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第129号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町曾根地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。 ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町曾根中瀬の標識 B 北宇和郡津島町ウドの鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町裸島西端見通し750メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町前島東端見通し700メートルの点 ウ Aから北宇和郡津島町裸島西端見通し250メートルの点 エ Aから北宇和郡津島町裸島西端見通し350メートルの点 オ Bから北宇和郡津島町前島東端見通し300メートルの点 カ Bから北宇和郡津島町前島東端見通し200メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第130号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町曾根地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町ウドの鼻 B 北宇和郡津島町大迫の鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町前島東端見通し500メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島南端見通し490メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第131号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町曾根地先	Aア及びイBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					基点 A 北宇和郡津島町曾根棧橋付根中央 B 北宇和郡津島町脇544番地住宅南角前護岸標識 点 ア Aから北宇和郡津島町畑の浦護岸西端見通し90メートルの点		
宇区第132号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町田風地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田風広浦コンクリート護岸東端 B 北宇和郡津島町田風広浦越の鼻 点 ア 北宇和郡津島町裸島西端見通し280メートルの点 イ 北宇和郡津島町北灘庄の島西端見通し320メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第133号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町田風地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキBの8直線及びA B間の最大低潮時海岸線10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田風120番地住宅北東角 B 北宇和郡津島町田風曾根殿神社前護岸標識 C 北宇和郡津島町田風コバマの鼻 D 北宇和郡津島町田風丸バエの鼻 E 北宇和郡津島町田風広浦越の鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘黒八エの鼻見通し240メートルの点 イ Cから北宇和郡津島町北灘柏崎(沖側)山頂見通し240メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町北灘柏崎(沖側)山頂見通し400メートルの点 エ Dから北宇和郡津島町北灘柏崎(沖側)山頂見通し300メートルの点 オ Eから北宇和郡津島町北灘庄の島西端見通し320メートルの点 カ Eから北宇和郡津島町北灘庄の島西端見通し80メートルの点 キ Bから北宇和郡津島町田風外浦防波堤先端見通し70メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第134号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町田風地先	Aア、アイ、イD、Dウ及びウBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田風 Hansonノ鼻北東角 B 北宇和郡津島町田風 Hansonノ鼻北西角 C 北宇和郡津島町田風外の浦防波堤東側付根 D 北宇和郡津島町田風外の浦防波堤東側先端 点 ア Aから北宇和郡津島町曾根防波堤先端見通し70メートルの点 イ Dから北宇和郡津島町曾根八幡神社見通し50メートルの点 ウ CからD見通し40メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第135号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町田風地先	Aア、Cア、アイ及びイBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田風防波堤西側付根 B 北宇和郡津島町田風大明崎先端 C Aから防波堤沿い東へ90メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町曾根八幡神社見通し80メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町曾根大迫の鼻見通し300メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第136号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町田風浅瀬地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域並びにケコ、コサ、サン及びシケの4直線によって	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町田風外の浦防波堤西側突端 B 北宇和郡津島町田風外の浦防波堤前面付根から東へ30メートルの標識 点 ア Aから津島町柏崎から東へ2番目山頂見通し(334度30分)320メートルの点 イ Aから津島町柏崎から東へ2番目山頂見通し(334度30分)860メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町庄の島灯台見通し860メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町庄の島灯台見通し340メートルの点 オ Aから北宇和郡津島町柏崎から東へ2番目山頂見通し(334度30分)480メートルの点 カ Aから北宇和郡津島町柏崎から東へ2番目山頂見通し(334度30分)520メートルの点 キ Bから北宇和郡津島町庄の島灯台見通し530メートルの点 ク Bから北宇和郡津島町庄の島灯台見通し490メートルの点 ケ Aから津島町柏崎から東へ2番目山頂見通し(334度30分)670メートルの点 コ Aから津島町柏崎から東へ2番目山頂見通し(334度30分)710メートルの点 サ Bから北宇和郡津島町庄の島灯台見通し720メートルの点 シ Bから北宇和郡津島町庄の島灯台見通し680メートルの点		
宇区第137号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町田風地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田風大明崎突端 B 北宇和郡津島町田風荒網代中鼻 C 北宇和郡津島町田風荒網代南隅の標識 点 ア Cから宇和島市御五神島北端見通し200メートルの点 イ Cから宇和島市御五神島北端見通し40メートルの点 ウ Bから宇和島市御五神島東端見通し20メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のどおり
宇区第138号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町泥目水地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町泥目水中ショウジの標識 B 北宇和郡津島町泥目水中瀬 C 北宇和郡津島町泥目水エボシ鼻 D 北宇和郡津島町泥目水消防詰所前護岸北角 点 ア Aから北宇和郡津島町竹ヶ島水トリノ鼻見通し150メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町竹ヶ島水トリノ鼻見通し250メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町平井白石鼻見通し360メートルの点 エ Dから北宇和郡津島町泥目水立簷見通し560メートルの点 オ Dから北宇和郡津島町泥目水立簷見通し310メートルの点 カ Cから北宇和郡津島町平井白石鼻見通し100メートルの点 キ Bから北宇和郡津島町須下崎見通し60メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のどおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第139号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町泥目水地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキCの8直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町泥目水西ヶ坂防波堤南西角先端 B 北宇和郡津島町泥目水下灘漁協真珠貝研究所の護岸西端 C 北宇和郡津島町泥目水下灘漁協真珠貝研究所の護岸南角 D 北宇和郡津島町泥目水域のコンクリート護岸北端 E 北宇和郡津島町泥目水白石の磯北端 F 北宇和郡津島町泥目水ウバハエから海岸線沿い東へ100メートルの標識 G Dから南へ140メートルの標識</p> <p>点 ア AからG見通し140メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町泥目水立簀北端から東へ175メートルの標識見通し410メートルの点 ウ Fから北宇和郡津島町泥目水トノ浦灘西端見通し300メートルの点 エ Fから北宇和郡津島町泥目水トノ浦灘西端見通し10メートルの点 オ Eから北宇和郡津島町竹ヶ島水トリノ鼻見通し80メートルの点 カ Dから真方位241度60メートルの点 キ Cから北宇和郡津島町泥目水ウバハエ見通し50メートルの点</p>	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第140号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町泥目水地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケAの10直線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町泥目水ウバ簀 B Aから海岸線沿い東へ100メートルの標識 C 北宇和郡津島町泥目水立簀北端の標識 D 北宇和郡津島町泥目水上溝鼻 E 北宇和郡津島町下溝鼻</p> <p>点 ア Bから北宇和郡津島町泥目水エボシ鼻見通し170メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町泥目水トノ浦灘西端見通し160メートルの点 ウ Aから北宇和郡津島町泥目水トノ浦灘西端見通し300メートルの点 エ Cから北宇和郡津島町竹ヶ島水トリノ鼻見通し400メートルの点 オ Eから北宇和郡津島町平井サンジロ鼻見通し350メートルの点 カ Cから北宇和郡津島町平井サンジロ鼻見通し100メートルの点 キ Dから北宇和郡津島町須下崎見通し100メートルの点 ク Cから北宇和郡津島町竹ヶ島水トリノ鼻見通し100メートルの点 ケ Cから北宇和郡津島町竹ヶ島水トリノ鼻見通し50メートルの点</p>	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第141号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町坪井地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町坪井下溝鼻 B 北宇和郡津島町下溝中央標識 C 北宇和郡津島町坪井ソネ崎西角</p> <p>点 ア Aから北宇和郡津島町平井サンジロ鼻見通し500メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町平井白石鼻見通し510メ</p>	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町平白石鼻見通し335メートルの点 エ Cから北宇和郡津島町平井サジヶ浦見通し320メートルの点		
宇区第142号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町坪井地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域ただし宇特区225号漁業権漁場区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町坪井ソネ崎西角 B 北宇和郡津島町坪井ソネ崎東角 C 北宇和郡津島町坪井黒鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町平井サジヶ浦見通し500メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町曲烏州鼻見通し540メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町曲烏引出鼻見通し730メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第143号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町坪井地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 B 北宇和郡津島町坪井下刈谷鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町嵐ハゲの鼻見通し線とBから同町坪井竜王鼻見通し線との交点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第144号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町坪井下刈谷福島鼻 B 北宇和郡津島町坪井中鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町嵐宮の鼻棧橋見通し(87度)240メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町横浦小島の谷護岸南端見通し200メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第145号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町横浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町横浦小島の谷中央の標識 B 北宇和郡津島町嵐小島の谷鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井中鼻見通し200メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町坪井中鼻見通し300メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町坪井下刈谷福島鼻見通し270メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町坪井下刈谷福島鼻見通し170メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第146号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町嵐地先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とBの最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町横浦小島の谷中央標識 B 北宇和郡津島町嵐小島の島頂 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井下刈谷南隅見通し線とBから同町横浦9番地の10北西角見通し線との交点 イ Aから北宇和郡津島町坪井下刈谷南隅見通し300メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町曲烏エビヶ鼻見通し140メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町嵐大場サネモリ岩見通し100メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇区 第147 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町嵐地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時 海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町横浦小島の谷中央の標識 B 北宇和郡津島町嵐慶ヶ浦676番地の1下灘漁業 協同組作業場敷地の西端標識 C 北宇和郡津島町嵐小島の島頂 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井下刈谷南隅見通し線 とCから同町横浦9番地の10北西角見通し線との 交点 イ Cから北宇和郡津島町嵐大場サネモリ岩見通し 100メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町嵐片網代西隅見通し線60 メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第148 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町嵐慶ヶ浦676番地の1下灘漁業 協同組作業場敷地の西端標識 B 北宇和郡津島町嵐慶ヶ浦676番地の1下灘漁協 作業場東角 点 ア Aから北宇和郡津島町嵐片網代西隅見通し60メ ートルの点 イ Bから165度50メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第149 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町嵐番外21番地1倉庫西角前護岸 標識 B 北宇和郡津島町嵐70番地2自動車看板西角の標 識 点 ア Aから北宇和郡津島町嵐番外23番地1木造住宅 東端前護岸の標識見通し100メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町嵐番外23番地1鉄筋住宅 東端前護岸の標識見通し140メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第150 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町嵐ハゲの鼻 B 北宇和郡津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 点 ア Aから北宇和郡津島町嵐676番地西角見通し110 メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町嵐小島見通し160メー トルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第151 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域、ただし、宇特 区第237号漁業権漁場区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町針木大場の鼻標識 B 北宇和郡津島町針木高立黒岩の標識 点 ア Aから北宇和郡津島町曲烏ツワナ谷鼻見通し18 0メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町柿の浦松ヶ鼻見通し270 メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第152 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町針木76番地の2作業場西端の標 識 B 北宇和郡津島町浦知宮の鼻標識 点 ア Aから北宇和郡津島町柿の浦松ヶ鼻見通し60メ ートルの点 イ Bから北宇和郡津島町柿の浦松ヶ鼻見通し70メ	北宇和郡 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ートルの点		
宇区第153号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町浦知地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町浦知防波堤西側付根 B 北宇和郡津島町浦知431番地前護岸の標識 点 ア Aから北宇和郡津島町柿の浦松ヶ鼻見通し140メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町須下崎見通し220メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第154号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町塩定地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町浦知川河口左岸端 B 北宇和郡津島町塩定竜王鼻 C 北宇和郡津島町塩定広笠中央の標識 点 ア Aから北宇和郡津島町針木公民館東端見通し100メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町針木宮の鼻見通し160メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町坪井マサカリ鼻見通し250メートルの点 エ Cから北宇和郡津島町由良神社護岸西端見通し250メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第155号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町塩定広笠中央の標識 B 北宇和郡津島町柿の浦770番地の2住宅前の標識 点 ア Aから北宇和郡津島町下灘由良神社石垣西端見通し250メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町柿の浦鶴のクソ鼻見通し140メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第156号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町柿の浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とA E間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 B 北宇和郡津島町柿の浦743番地の1作業場南角前護岸標識 C 北宇和郡津島町柿の浦706番地作業場北角前護岸標識 D 北宇和郡津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 E 北宇和郡津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7前護岸東角 点 ア Aから北宇和郡津島町柿の浦鶴のクソ鼻見通し55メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町柿の浦竜王祠見通し70メートルの点 ウ Dから北宇和郡津島町柿の浦759番地住宅南角見通し線とC Eを結んだ線との交点 エ Dから北宇和郡津島町柿の浦759番地住宅南角見通し70メートルの点 オ Eから北宇和郡津島町針木大場の鼻見通し50メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第157号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町柿の浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7作業場前護岸東角	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 北宇和郡津島町柿の浦中鼻 点 ア Bから北宇和郡津島町柿の浦771番地作業場南角見通し100メートルの点		
宇区第158号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町柿の浦落網代護岸北角 B 北宇和郡津島町柿の浦落網代護岸南角 点 ア Aから北宇和郡津島町塩定竜王鼻見通し90メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町塩定広笠護岸西角見通し120メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第159号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町曲島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町柿の浦松ヶ鼻 B Cから海岸線沿い東へ60メートルの標識 C 北宇和郡津島町曲島ウス蔭 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井マサカリ鼻見通し400メートルの点 イ Cから北宇和郡津島町坪井下溝の鼻見通し400メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町坪井下溝の鼻見通し250メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町坪井二又畑尻護岸東角見通し250メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第160号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町曲島平井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線とA E間の20メートルの線とによって囲まれた区域、ただし、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ及びタシの6直線によって囲まれた区域並びにBコ、コケ、及びケCの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町大浦の浜中央標識 B 北宇和郡津島町大浦引出しの鼻 C 北宇和郡津島町曲島埋立地護岸北東角 D 北宇和郡津島町曲島州鼻護岸付根から東へ100メートルの標識 E 北宇和郡津島町曲島マト鼻 F 北宇和郡津島町平井マトケ鼻 G 北宇和郡津島町平井長蔭の鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井二又福島見通し630メートルの点 イ Dから北宇和郡津島町坪井二又福島見通し370メートルの点 ウ Eから北宇和郡津島町前島東端見通し400メートルの点 エ Gから北宇和郡津島町高島山頂見通し540メートルの点 オ Gから北宇和郡津島町高島山頂見通し195メートルの点 カ Fから北宇和郡津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し95メートルの点 キ Fから北宇和郡津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し25メートルの点 ク Eから北宇和郡津島町前島東端見通し20メートルの点 ケ Cから北宇和郡津島町二又福島見通し120メートルの点 コ Bから358度30分見通し115メートルの点 サ Dから北宇和郡津島町坪井福島見通し145メートルの点 シ Dから北宇和郡津島町坪井福島見通し245メー	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					トルの点 ス E から北宇和郡津島町前島東端見通し250メートルの点 セ F から北宇和郡津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し250メートルの点 ソ F から北宇和郡津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し150メートルの点 タ E から北宇和郡津島町前島東端見通し150メートルの点		
宇区第161号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町平井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町平井14番地の1作業場北角 B 北宇和郡津島町平井17番地の53作業場前護岸標識 点 ア Aから北宇和郡津島町平井サジヶ浦防波堤護岸北西角見通し55メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町平井水ヶ浦385番地小屋見通し50メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のどおり
宇区第162号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町平井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キF、Cク及びクBの10直線とA B間の海岸線20メートルの線とによって囲まれた区域及びC F間の海岸線10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇特区第249号漁業権漁場区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町平井仏崎 B 北宇和郡津島町平井サンジロ鼻 C Dから海岸線沿い西へ55メートルの標識 D 北宇和郡津島町平井白石の鼻 E Dから海岸線沿い南へ100メートルの標識 F 北宇和郡津島町平井6番地作業場前護岸標識 点 ア Aから北宇和郡津島町前島西端見通し100メートルの点 イ Bから48度40分見通し195メートルの点 ウ Bから87度30分見通し160メートルの点 エ Bから86度見通し236メートルの点 オ Dから北宇和郡津島町平井マトヶ鼻見通し150メートルの点 カ Eから北宇和郡津島町平井長簀の護岸北角見通し150メートルの点 キ Fから北宇和郡津島町平井字水ヶ浦385番地小屋見通し20メートルの点 ク Bから北宇和郡津島町坪井ソネ崎見通し70メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のどおり
宇区第163号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町漁家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町漁家仏崎 B 北宇和郡津島町漁家オヤマの鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町須下寺崎見通し170メートルの点 イ Bから285度見通し330メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のどおり
宇区第164号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町漁家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町漁家カゴ南鼻 B Aから海岸線沿い南へ150メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町成帆焼菊駄馬の浜北端見通し170メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町成帆焼菊駄馬の浜南端見通し220メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のどおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第165号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町成地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町成クワノサコ鼻標識 B 北宇和郡津島町成赤崎鼻シモリ簪 C 北宇和郡津島町成赤崎鼻標識 D 北宇和郡津島町成赤崎鼻東の鼻標識 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘福浦越見通し310メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端見通し70メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端見通し200メートルの点 エ Dから北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端見通し250メートルの点 オ Dから北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端見通し610メートルの点 カ Cから北宇和郡津島町前島東端見通し680メートルの点 キ Aから北宇和郡津島町小前島西端見通し850メートルの点 ク Aから北宇和郡津島町小前島西端見通し460メートルの点 ケ Aから北宇和郡津島町北灘福浦越見通し460メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおあり
宇区第166号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町成地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町成クワノサコ鼻南端標識 B 北宇和郡津島町成赤崎西の鼻標識 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘福浦越見通し160メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおあり
宇区第167号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町成地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町成由良小学校成本校前護岸西角 B 北宇和郡津島町成318番地1(大石組合)と同町成355番地(地下中組合)との境界標識 点 ア Aから北宇和郡津島町泥目水西ヶ坂見通し250メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町小日提海岸護岸北端見通し180メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおあり
宇区第168号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町成地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町成318番地1(大石組合)と同町成355番地(地下中組合)との境界標識 B 北宇和郡津島町成55番地天成冷蔵庫北角から護岸沿い北へ15メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町小日提海岸護岸北端見通し30メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町成城の鼻見通し30メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおあり
宇区第169号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町成地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町成帆焼25番地前護岸標識 B 北宇和郡津島町成崎先端 C 北宇和郡津島町成55番地天成冷蔵庫北角から北へ護岸沿い15メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町成城の鼻見通し140メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおあり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Bから北宇和郡津島町漁家旧防波堤先端見通し250メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し350メートルの点 エ Cから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し250メートルの点 オ Bから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し100メートルの点		
宇区第170号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町成地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町成崎突端 B 北宇和郡津島町成帆焼25番地前護岸標識 点 ア Aから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し50メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し200メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおあり
宇区第171号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町成地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域、ただし、宇特区第255号漁業権漁場区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町成寺崎突端 B 北宇和郡津島町成帆焼菊駄馬護岸北東角の標識 C 北宇和郡津島町成帆焼21番地倉庫前の護岸標識 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘柏崎突端見通し200メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町泥目水エボシ鼻見通し250メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し250メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおあり
宇区第172号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町成寺崎突端 B 北宇和郡津島町須下寺崎と長畑との境界線寺崎側2番排水口 点 ア Aから北宇和郡津島町柏崎突端見通し280メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島西端見通し270メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおあり
宇区第173号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町須下64番地の6所有地北端 B 北宇和郡津島町須下64番地の6作業場南角 点 ア Aから北宇和郡津島町須下417番地2作業場北角見通し85メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町須下416番地住宅南角見通し105メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおあり
宇区第174号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	Aア及びイBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町須下白石の鼻 B 北宇和郡津島町須下中鼻スゲ2 F 4電柱から護岸沿い西へ8メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町須下55番地作業場護岸排水口見通し線とBから北宇和郡津島町竹ヶ島山頂部重なり目見通し線との交点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおあり
宇区第175号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町須下新防波堤東側付根より防波堤沿い西へ10メートルの標識 B 北宇和郡津島町須下190番地作業場東角前護岸	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおあり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					標識 点 ア Aから北宇和郡津島町須下708番地住宅中央見 通し30メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町須下708番地住宅中央見 通し128メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町須下雲泊の浜南東角見通 し150メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町須下雲泊の浜南東角見通 し60メートルの点		
宇区 第176 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町須下雲泊の浜南東角より北へ37 メートルの標識 B 北宇和郡津島町須下461番地作業場東角前護岸 標識 点 ア Aから北宇和郡津島町泥目水7番地35下灘漁業 協同組合真珠貝研究所中央見通し135メートルの 点 イ Bから北宇和郡津島町泥目水7番地35下灘漁業 協同組合真珠貝研究所中央見通し145メートルの 点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第177 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町須下463番地住宅前護岸標識 B 北宇和郡津島町須下461番地作業場東角護岸標 識 点 ア Aから北宇和郡津島町泥目水7番地35下灘漁業 協同組合真珠貝研究所中央見通し125メートルの 点 イ Bから北宇和郡津島町泥目水7番地35下灘漁業 協同組合真珠貝研究所中央見通し103メートルの 点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第178 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町須下地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大 低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町須下726番地の2作業場南角 B Aから護岸沿い北東へ56メートルの標識 C 北宇和郡津島町須下崎 点 ア Aから北宇和郡津島町須下長畑山の下中央標識 見通し145メートルの点 イ Bから122度30分170メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町須下寺崎畑道見通し280 メートルの点 エ Cから北宇和郡津島町須下寺崎見通し250メー トルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第179 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町竹ヶ島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大 低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町竹ヶ島防波堤東側付根 B 北宇和郡津島町竹ヶ島オシデの鼻 C 北宇和郡津島町竹ヶ島白浜護岸南端から北へ20 メートルの標識 点 ア Aから67度40分(北宇和郡津島町竹ヶ島高島東 端見通し)130メートルの点 イ Bから78度(北宇和郡津島町北灘小日提海岸北 の鼻見通し)180メートルの点 ウ Bから133度(北宇和郡津島町泥目水立簀見通 し)180メートルの点 エ Cから145度30分(北宇和郡津島町平井長簀424 番地1下灘漁業協同組合水産廃棄物処理施設中央	北宇和郡 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					見通し) 385メートルの点		
宇区第180号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町竹ヶ島中突堤北側付根から護岸沿い北へ8メートルの標識 B 北宇和郡津島町竹ヶ島新突堤南側付根から護岸沿い南へ5メートルの標識 点 ア Aから116度5メートルの点 イ Aから116度30メートルの点 ウ Bから116度30メートルの点 エ Bから116度5メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第181号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町竹ヶ島道越護岸海底ケーブル敷設示標 B 北宇和郡津島町竹ヶ島長モチ岩 点 ア Aから152度30分見通し134メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町平井長巻424番地・1下灘漁業協同組合水産廃棄物処理施設(148度30分)見通し164メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第182号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町竹ヶ島弁天の2番岩 B 北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端 点 ア Aから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し400メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町須下崎見通し300メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第183号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村油袋地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村油袋276番地(上ノ谷)東角の標識 点 ア Aから0度80メートルの点 イ Aから65度190メートルの点 ウ Aから90度170メートルの点	南宇和郡内海村	別記2及び4のとおり
宇区第184号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村家串地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村家串40番地(タンダ浜)東角の標識 B 南宇和郡内海村家串小松鼻東標識 点 ア Aから170度200メートルの点	南宇和郡内海村	別記2及び4のとおり
宇区第185号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村家串1123番地の標識 点 ア Aから282度60メートルの点 イ Aから282度120メートルの点 ウ Aから272度120メートルの点 エ Aから263度63メートルの点	南宇和郡内海村	別記2及び4のとおり
宇区第186号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村家串地先	Bア、アイ及びイCの3直線とB C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村家串1266番地の2(若宮神社前)埋立地北角の標識 B Aから護岸海岸線沿い北東へ24メートルの標識 C Aから護岸海岸線沿い南西へ28メートルの標識 点 ア Bから337度44メートルの点 イ Cから337度56メートルの点	南宇和郡内海村	別記2及び4のとおり
宇区第187号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村平巻地先	A B、Bア及びアCの3直線とA C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域	南宇和郡内海村	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					基点 A 南宇和郡内海村平簀恵比須崎突端 B 南宇和郡内海村平簀恵比須簀の標識 C 南宇和郡内海村平簀外防波堤南側突端 点 ア Cから90度60メートルの点		
宇区第188号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村平簀地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村平簀外防波堤南側突端 B 南宇和郡内海村平簀内防波堤北付根から北へ30メートルの標識 点 ア Aから90度60メートルの点 イ Bから90度150メートルの点	南宇和郡内海村	別記2及び4のとおあり
宇区第189号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村平簀地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村平簀184番地東角の標識 B Aから護岸沿い海岸線南へ50メートルの標識 点 ア Aから130度100メートルの点 イ Bから130度100メートルの点	南宇和郡内海村	別記2及び4のとおあり
宇区第190号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村平簀地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村平簀836番地(ホゴ釣簀)の標識 B 南宇和郡内海村平簀668番地(立簀)の標識 点 ア Aから230度100メートルの点 イ Bから210度150メートルの点	南宇和郡内海村	別記2及び4のとおあり
宇区第191号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村平簀地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村平簀668番地(立簀)の標識 点 ア Aから180度600メートルの点 イ Aから90度450メートルの点 ウ Aから90度450メートルの点	南宇和郡内海村	別記2及び4のとおあり
宇区第192号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川3555番地五ヶ浜大岩の標識 B 南宇和郡御荘町菊川3554番地の標識 点 ア Aから270度100メートルの点 イ Bから由良半島先端見通し100メートルの点	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2及び4のとおあり
宇区第193号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川佛崎から海岸に沿って南へ300メートルの標識 B 南宇和郡御荘町菊川アコギ西鼻 点 ア Aから271度150メートルの点 イ Bから271度150メートルの点	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2及び4のとおあり
宇区第194号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川2617番地焼場浜北角 B 南宇和郡御荘町菊川2617番地黒櫛西鼻 点 ア Aから南宇和郡御荘町中浦テレビ塔見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町中浦鉢ヶ崎見通し130メートルの点	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2及び4のとおあり
宇区第195号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川2617番地黒櫛西鼻 B 南宇和郡御荘町菊川2617番地黒櫛東鼻 点 ア Aから南宇和郡御荘町中浦鉢ヶ崎鼻見通し80メ	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2及び4のとおあり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					<p>ートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町高畑猿越中崎鼻見通し80メートルの点</p>		
宇区第196号	第2種区画漁業	魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	<p>A Bの直線と最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川2378番地北角 B 南宇和郡御荘町菊川2426番地西角</p>	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2及び4のとおり
宇区第197号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	<p>Aア、アイ、イD及びBCの4直線とAB及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域、ただし、宇特区第301号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 南宇和郡御荘町平山1番地白洲中鼻 B 南宇和郡御荘町菊川1797番地西角 C 南宇和郡御荘町菊川2236-3番地南角 D 南宇和郡御荘町菊川2376番地西角 点 ア Aから南宇和郡御荘町赤水宮ノ鼻見通し250メートルの点 イ Dから南宇和郡御荘町中浦町営住宅見通し300メートルの点</p>	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2及び4のとおり
宇区第198号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川2236-3番地地先1号標識 B 南宇和郡御荘町菊川2236-3番地地先2号標識 点 ア Aから116度30メートルの点 イ Bから116度30メートルの点</p>	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2及び4のとおり
宇区第199号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川2236-3番地地先3号標識 B 南宇和郡御荘町菊川2236-3番地地先4号標識 点 ア Aから114度30メートルの点 イ Bから114度30メートルの点</p>	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2及び4のとおり
宇区第200号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町平山地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エE、ED及びCBの7直線とAB及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第201号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 南宇和郡御荘町平山526番地港湾防波堤突端 B 南宇和郡御荘町平山262番地東角 C 南宇和郡御荘町平山7番地二又東鼻 D 南宇和郡御荘町平山5番地二又西鼻 E 御荘町平山1番地白洲中鼻 点 ア Aから南宇和郡御荘町大島北鼻見通し25メートルの点 イ アから御荘町成川中網東端見通し170メートルの点 ウ Bから御荘町赤水ヒンデン鼻見通し400メートルの点 エ Eから御荘町赤水宮の鼻見通し250メートルの点</p>	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2及び4のとおり
宇区第201号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町平山地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町平山444番地1号標識 B 南宇和郡御荘町平山444番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町成川砂浜東端見通し50メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町成川砂浜西端見通し50メートルの点</p>	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2及び4のとおり
宇区第202号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町防城成川地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p>	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					基点 A 南宇和郡御荘町成川オトシ鼻 B 南宇和郡御荘町成川オトシ真谷の標識 点 ア Aから34度100メートルの点 イ Bから13度100メートルの点		
宇区第203号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町成川オトシ真谷の標識から海岸沿い西へ27メートルの標識 B 南宇和郡御荘町赤水高松鼻 C 南宇和郡御荘町赤水平岩 D 南宇和郡御荘町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ125メートルの標識 点 ア Aから11.5度110メートルの点 イ Bから300度300メートルの点 ウ Dから293度280メートルの点 エ Dから293度180メートルの点 オ Cから293度200メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第204号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町赤水23番地第3北角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの標識 点 ア Aから280度50メートルの点 イ Bから280度60メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第205号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町赤水52番地第2北角の標識 B 南宇和郡御荘町赤水53番地第1北角の標識 点 ア Aから280度30メートルの点 イ Bから280度30メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第206号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町赤水359番地東角の標識 B 南宇和郡御荘町赤水359番地西角の標識 点 ア Aから0度50メートルの点 イ Bから0度50メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第207号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町赤水740番地北角の標識 B Aから海岸沿い南へ22メートルの標識 点 ア Aから70度40メートルの点 イ Bから70度40メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第208号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町赤水742番地第2北角の標識 B Aから海岸沿い南東へ20メートルの標識 点 ア Aから15度25メートルの点 イ Aから15度50メートルの点 ウ Bから43度50メートルの点 エ Bから43度25メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第209号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町赤水883番地北角の標識 B Aから海岸沿い南へ23メートルの標識 点 ア Aから111度40メートルの点 イ Bから113度30メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第210号	第1種区漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町赤水766番地(南内海漁協)護岸東角の標識 B 南宇和郡御荘町赤水578番地南角の標識 点 ア Aから40度150メートルの点 イ Aから40度260メートルの点 ウ Bから40度240メートルの点 エ Bから40度130メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第211号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町赤水971番地ドック内角から6.5メートルの標識 B 南宇和郡御荘町赤水宮ノ鼻 C 南宇和郡御荘町後越宮ノ鼻 点 ア Aから338度70メートルの点 イ Aから338度220メートルの点 ウ Cから337度150メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第212号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町高畑地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町後越宮ノ鼻 B 南宇和郡御荘町後越中鼻 C 南宇和郡御荘町高畑25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町延命寺鼻見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡御荘町延命寺鼻見通し160メートルの点 ウ Bから南宇和郡御荘町マブネ鼻見通し230メートルの点 エ Cから327度210メートルの点 オ Cから327度60メートルの点 カ Bから南宇和郡御荘町マブネ鼻見通し70メートルの点 キ Bから南宇和郡御荘町マブネ鼻見通し110メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第213号	第1種区漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町高畑1022番地南角の標識 B Aから海岸沿い北へ40メートルの標識 点 ア Aから90度40メートルの点 イ Bから90度40メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第214号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町高畑1015番地第2北角の標識 B Aから海岸沿い南へ40メートルの標識 点 ア Aから90度40メートルの点 イ Bから90度40メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第215号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町高畑ダキノ下鼻 B 南宇和郡御荘町高畑ダキノ下中鼻 点 ア Aから354度150メートルの点 イ Bから33度150メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第216号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町高畑地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町高畑猿越中崎鼻 B 南宇和郡御荘町中浦鉢ヶ崎鼻 点 ア Aから0度202メートルの点 イ Bから0度180メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第217号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦11番地北角の標識 B Aから海岸沿い南へ62メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町中浦470番地西角見通し60メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町中浦470番地東角見通し60メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第218号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とB C間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦1678番地東角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの点 C Aから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Bから90度30メートルの点 イ Aから50度35メートルの点 ウ Cから21度30メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第219号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町樫ノ浦マブネ鼻 B 南宇和郡御荘町樫ノ浦二子簀 点 ア Aから南宇和郡御荘町黒ダキ鼻見通し85メートルの点 イ Aから南宇和郡御荘町黒ダキ鼻見通し200メートルの点 ウ Bから南宇和郡御荘町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Bから南宇和郡御荘町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第220号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦二子簀 B Aから海岸沿い南へ30メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町中浦信田東鼻見通し25メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町中浦信田東鼻から南へ40メートルの標識見通し25メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第221号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦ほうの木鼻 B Aから海岸沿い西へ45メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町中浦信田東鼻見通し32メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町中浦信田西鼻見通し32メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第222号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Bエ、エオ、オア、アイ、イウ及びウCの6直線とC B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦樫ノ浦戸ノ浦鼻 B 南宇和郡御荘町中浦樫ノ浦段ノ網代東鼻 C 南宇和郡御荘町中浦樫ノ浦延命寺南鼻 点 ア Aから110度430メートルの点 イ Aから110度840メートルの点 ウ Cから南宇和郡御荘町高畑猿越中崎見通し100メートルの点 エ Bから170度245メートルの点 オ Aから90度450メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及び4のとおあり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第223号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦左右水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町上すずれ東突端から海岸沿い西へ9メートルの標識 B 南宇和郡御荘町中浦左右水ひあん谷鼻 C 南宇和郡御荘町中浦左右水ガマノ谷鼻 D 南宇和郡御荘町中浦左右水水下ノ谷鼻 点 ア Aから30度80メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町あこ木鼻見通し160メートルの点 ウ Dから南宇和郡御荘町深谷鼻見通し380メートルの点 エ Cから南宇和郡御荘町ヨウケ鼻見通し線とDから南宇和郡御荘町深谷鼻見通し線との交点	南宇和郡御荘町南海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第224号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦左右水地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦左右水深谷鼻 B 南宇和郡御荘町中浦左右水長巻鼻 点 ア Aから170度65メートルの点 イ Aから105度175メートルの点 ウ Bから南宇和郡御荘町黒櫛突端見通し94メートルの点	南宇和郡御荘町南海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第225号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中矢呂鼻 B 南宇和郡御荘町才五郎ダキ鼻 点 ア Aから南宇和郡内海村角島島頂見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡内海村角島島頂見通し75メートルの点	南宇和郡御荘町南海地区	別記2及び4のとおあり
宇区第226号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町船越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町船越1599番地(町営西の浜駐車場)北端の標識 B Aから海岸沿い北へ125メートルの標識 点 ア Aから270度250メートルの点 イ Aから270度400メートルの点 ウ Bから270度400メートルの点 エ Bから270度250メートルの点	南宇和郡西海町船越及び下久家	別記2及び4のとおあり
宇区第227号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町久家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町久家272番地南角の標識 B Aから海岸沿い北へ30メートルの標識 点 ア Aから85度40メートルの点 イ Bから85度40メートルの点	南宇和郡西海町船越及び下久家	別記2及び4のとおあり
宇区第228号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町久家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町久家272番地北角の標識 B Aから海岸線沿い南へ30メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡西海町小浦穴の鼻見通し40メートルの点 イ Bから85度40メートルの点	南宇和郡西海町船越及び久家	別記2及び4のとおあり
宇区第229号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町船越地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町船越ウノクソ鼻 B 南宇和郡西海町船越8番地(旧造船所)西端の標識 点 ア Aから南宇和郡西海町下久家風無鼻見通し150	南宇和郡西海町船越及び久家	別記2及び4のとおあり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					メートルの点		
宇区第230号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町船越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町船越8番地(旧造船所)西端の標識 B 南宇和郡西海町船越竹倉鼻の標識 C 南宇和郡西海町船越348番地の標識 点 ア Aから223度80メートルの点 イ Aから223度延長線とBからC見通し線との交点 ウ BからC見通し50メートルの点 エ AからB見通し120メートルの点	南宇和郡西海町船越	別記2及び4のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障を及ぼしてはならない。
- 4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。